第８節　監査
１　給与簿監査
２　健康安全管理状況監査
３　災害補償実施状況監査
第９節　服務及び懲戒
１　服務
２　懲戒
３　兼業
第６章　職員団体
第１節　管理職員等の範囲
第２節　職員団体の登録
第３節　職員団体のための職員の行為
１　在籍専従
２　短期従事
第４節　職員団体等の法人格
１　登録職員団体
２　認証職員団体等
第５節　職員団体との会見
第７章　公平審査
第１節　不利益処分についての審査請求
１　行政不服審査法改正等を踏まえた制度改正
２　不利益処分審査請求の状況
第２節　勤務条件に関する行政措置の要求
第３節　災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て
第４節　給与の決定に関する審査の申立て
第５節　苦情相談
第８章　国際協力
第１節　派遣法による派遣状況
第２節　国際協力・国際交流
１　主要国政府幹部職員等招へい事業
２　開発途上国等に対する技術協力
３　日中韓人事行政ネットワーク
４　マンスフィールド研修
５　外国からの調査訪問対応
第９章　人事管理業務のＩＴ化の推進
第10章　人事院総裁賞及び各方面との意見交換等
第１節　人事院総裁賞
第２節　各方面との意見交換等
１　公務員問題懇話会
２　企業経営者等との意見交換
３　参与との意見交換
４　有識者の職場訪問
第２編　国家公務員倫理審査会の業務
国家公務員倫理審査会について
第１章　倫理の保持を図るための啓発活動等
１　倫理制度の周知徹底、広報活動
２　職員の職務に係る倫理の保持のための研修
３　通報制度の活用
４　倫理制度に関する意見聴取
第２章　倫理法に基づく報告制度の状況
１　報告制度の概要
２　各種報告書の提出状況等
第３章　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒
１　調査及び懲戒手続の概要
２　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

はじめに

人事院は、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に対し保障するという国家公務員法の基本理念の下、人事行政の公正の確保と職員の利益の保護等その使命の達成に努め、人事行政の面から我が国の行政の一翼を担ってきており、人事院勧告制度をはじめとする公務員制度は、行政運営の基盤として重要な機能を果たしてきた。

行政においては、経済の再生や地方の活性化等の複雑・高度化する課題に迅速かつ的確に対応していくことが求められているが、退職管理の見直しや採用抑制等により、行政を担う国家公務員の在職状況が変化しており、これに対応していくため、関係各方面が連携し、中・長期的な視点も踏まえ、それぞれの役割を適切に果たしていくことが必要となっている。人事院としては、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、現下の人事行政の諸課題、特に、人材の確保及び育成、柔軟で多様な働き方の実現、勤務環境の整備等に対応した人事施策の策定・推進に取り組んでいくことが重要であると考えており、今後とも人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担う第三者・専門機関の責務として、適切にその役割を果たしていく所存である。

本報告書の構成は、２編からなり、第１編は「人事行政」全般について、第２編は「国家公務員倫理審査会の業務」の状況について記述している。このうち第１編は３部からなり、第１部は、適正な公務員給与を確保するための給与勧告等、職員の勤務環境を整備するための各施策、多様な人材の確保・育成等のための取組、人事行政分野における国際協力及びＩＴ化の推進など平成27年度における人事行政の主な動きについて記述している。次いで第２部では、特別テーマとして「在職状況（年齢別人員構成）の変化と人事管理への影響」と題し、国家公務員の在職状況に偏りが生じてきている要因、とりわけ若年層が極端に少ない人員構成が各府省の人事管理や業務遂行に与える影響、それに対する各府省の取組について考察し、能率的で活力ある公務組織を維持していくための対応について記述している。第３部では、平成27年度の人事院の業務状況について、各種資料を掲載して詳細に記述している。

本報告書により、人事行政及び公務員に対する理解が一層深まることを願うものである。

第１編　人事行政

第１部　人事行政この１年の主な動き

第１章　適正な公務員給与の確保

○　平成27年８月６日、国公法に定める情勢適応の原則に基づき、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本とする給与改定について国会及び内閣に対し報告及び勧告を行うとともに、同年４月から本格的に実施している給与制度の総合的見直しについて、平成28年度において実施する事項について報告を行った。

○　政府においては、人事院勧告どおり給与改定を行うとともに、平成27年４月から実施している給与制度の総合的見直しを着実に推進するものとすること等を同年12月４日に閣議決定し、平成28年１月20日に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第１号）（以下「給与法等改正法」という。）が成立し、同月26日に公布、施行（平成28年度以降の期末手当・勤勉手当に関する改定については同年４月１日に施行）された。

○　平成28年度の級別定数の設定・改定案については、労使双方の意見を聴取して作成し、平成27年12月22日及び平成28年３月30日に意見の申出を行った。